

意見書様式

2025年日本国際博覧会環境影響評価方法書についての
環境の保全及び創造の見地からの意見書

項目	記入欄
氏名 〔法人その他の団体にあつては、法人・団体名、代表者の氏名〕	(公益社団法人) 大阪自然環境保全協会 代表・夏原由博
住所 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕	〒530-0041 大阪市北区天神橋1-9-13 ハイム天神橋 202
環境影響評価の前提	(1) 2025年日本国際博覧会環境影響評価にあたっては、愛知万博における通産省審議官通知の精神を生かすこと。 1) 環境影響評価法の趣旨を先取りするモデルを示す 2) 博覧会理念「SDGs」「いのち輝く未来社会」の実現に資する環境影響評価を示す 3) 会場計画と連動した環境影響評価を導入する 4) 夢洲全体の地域整備事業の環境影響評価との連携を図る 5) 幅広い意見聴取を行う (2) 鳥類の専門家を環境影響評価専門委員会に加えること。夢洲はコアジサシの営巣や多数のシギ・チドリ、猛禽類の飛来が記録されているが、専門委員には鳥類の専門家がおられないので、臨時に鳥類の専門家を加えてほしい。
開催場所の選定の経緯	開催場所を夢洲とした根拠について、他の候補地との比較考量を含め、より明確にすべきである。「埋立地を活用することによる自然への負荷が少ない」とする一方で、63ページでは「大阪府レッドリスト2014」で「生物多様性ホットスポットのAランク」とされていることを認め、矛盾している。

<p>事業の内容</p>	<p>(1)事業計画が不確定であり、複数案の環境影響を予測評価すべきである。</p> <p>(2) 『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマに持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するのであれば、SDGsのどの項目についてどのような貢献をするのかの具体的な案を出すべきである。</p> <p>(3) 博覧会に隣接した用地でIRが同時開催されることを明記し、複合的な環境影響を予測評価すべきである。もしくは、IR開業を博覧会終了後として、IR予定地を博覧会の主な会場として使ってはどうか。それによって、南側の3区埋立未了地の利用を避けることができる。</p> <p>(4) ウォーターワールドの予定地は、埋立未了地であり、軟弱地盤の上にできたいわば塩混じりの水たまりであって、到底来場者が触れて好ましい水とは考えられない。安全面での予測評価をすべきである。</p> <p>(5) 「雨水排水は雨水配管等により集水し、海域放流を行う予定である。」としているが、雨水についてはまず屋根などを用いて集水し各種用途に利用した後に、汚水は下水道に、清水のみを海域に放流とするべきである。</p> <p>(6)会場内の緑化の目標をあらかじめ設定しておき、それに向かって緑化を計画すべきである。</p>
<p>自然環境の概要</p>	<p>(1) 生物多様性ホットスポット A ランクである夢洲特有の自然環境が、環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法 にどのように反映されているか明記すること。既存の調査と知見をもとに 夢洲特有の問題、夢洲の自然環境特性を明らかにする環境影響調査を求める。</p> <p>(2) 方法書では既存文献等を調べて、事業予定地周辺に生息生育が予測される動植物のリストを記載するが、この方法書にはそれがないため、どのような動植物を対象に調査・予測をするのか不明である。動植物リストを作成すること。</p>

<p>事業計画に反映した環境配慮の内容</p>	<p>(1) 地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること (p77)。 「大阪市環境基本計画」だけでなく「大阪市生物多様性戦略」とも整合を図るべき。【基本戦略 B】 自然空間の保全・創造、方針 I 生物多様性の保全 【具体的施策 No.15】 生物多様性ホットスポットを保全しようとしてあり、ホットスポットとして・野鳥園臨港緑地（もと南港野鳥園）・夢洲と明記されているので、これに沿ったものとするべき。</p> <p>(2) 4-2 動物、植物、生態系 (p81) グリーンテラスゾーンやウォーターワールドにどのような生物が生息・生育できるのか明らかにすること。土地利用や施設の検討にあたっては、生物多様性の拠点となるべき自然環境の整備に配慮し、普及啓発活動にも努めること。絶滅危惧種の保全、種数や個体数の維持目標など、保全目標を具体的に設定すべき。</p> <p>(3) 工事中の騒音だけでなく、工事中の照明や開業中の騒音や夜間照明について、動物（鳥類、魚類等）への影響が生じないように配慮すること。</p>
<p>環境影響要因と環境影響評価項目の関係</p>	<p>(1) 野鳥の中には建築物の窓ガラスが通過可能であると誤認して高速度でぶつかり、あるいは空中架線や回転する風車の翼に衝突して、死亡あるいは骨折と言った事態に遭遇するものがある。これは施設が存在すること自体に起因するものであるから、動物の項目で施設の存在について影響評価すべきである。</p> <p>(2) 海域動物に建設機械の稼働を選定すること。機械騒音が海中に届いた場合、スナメリ等の行動に影響が及ぶ可能性がある。</p> <p>(3) 自然とのふれあい活動の場に土地の改変・解体を選定すること。周辺海域では釣り人に利用されている。建設工事中の排水による濁りの影響が考えられることから環境影響評価項目として選定すべき。</p>

<p>既存資料調査の内容</p>	<p>極めて限定的な資料しかあげられていない。NGOなどの独自調査を含めて広く探す努力が必要。</p> <p>例えば、環境省生物多様性センターによるモニタリングサイト1000のシギ・チドリ類調査では、夢洲地域は、「大阪北港南部」として調査地となっていて、経年的な調査結果が公表されている。また、環境省「平成23年度コアジサシ保全方策検討調査委託業務報告書」にも記録がある。</p>
<p>現地調査の内容</p>	<p>(1)動物調査に自動カメラ調査を含めるべき。哺乳動物の確認にはいまや自動カメラが普通であり、また自動カメラでのみ発見される動物も多い。自動カメラを追加すべきである。</p> <p>(2)両生・は虫類は卵塊調査が必要。2月～3月初旬ごろが適期と思われる卵塊調査もすべき。</p> <p>(3)コウモリの調査を実施すべき。哺乳類の調査方法にコウモリを対象とした夜間のバッドディテクター等による調査を行うこと。</p> <p>(4)対象生物に適した調査日を設定すること。調査時期：繁殖期、越冬期、春・秋の渡りとそれぞれの鳥類の生態・行動に適した調査日を設定すること。調査地点：モニタリングサイト1000など既往調査と比較可能な調査地点・方法とすること。</p> <p>(5)鳥類の貴重種については、日周活動を記録して、生息に必要な行動圏を把握すること。シギ・チドリなどは日夜や潮汐によって、採餌場所と休息場所を行き来するため、短時間のポイントセンサスやラインセンサスでは、生息に必要な環境の組み合わせを把握できない。</p> <p>(6)スナメリの調査を行うこと。大阪湾にはスナメリが生息しているため、海域動物でスナメリの調査を加えること。</p> <p>(7)群落タイプ数に合わせた調査をすべきである。現存する群落の種類だけでも5～6タイプ程度では到底済まないと考えられるから、現地の状況を調べた上でコドラート数を設定すべきである。</p>
<p>評価の観点</p>	<p>「事業計画地周辺における陸域動物、海域動物の生育・生息環境の創出に配慮していること。」とあるが、どこで実施するか明記すること。コアジサシはじめ、絶滅の恐れのある種については、具体的な種ごと</p>

	に、影響を及ぼさない方法を明記すること。
環境の保全及び創造の考え方	動物・植物への配慮について、具体的な記述をもとめる。「現況の生物の生息状況の把握に努め、必要に応じて生息環境に及ぼす影響を低減するよう配慮する。」とは具体的にどのようなことか。たとえば、鳥類の繁殖時に工事計画が重なってしまった場合に繁殖期が終わるまで工事を待機する等。